平成26年度第1回千葉県動物愛護管理推進協議会

[千葉県動物愛護管理条例(仮称)について]

(1)	千葉県動物愛護管理条例	(仮称)	骨子案に関する意見募集について ・・	1
(2)	千葉県動物愛護管理条例	(仮称)	骨子案の概要 ・・・・・・・・ 4	4
(3)	千葉県動物愛護管理条例	(仮称)	骨子案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C
(4)	千葉県動物愛護管理条例	(仮称)	のチャート・・・・・・・・・(E
(5)	新聞記事 (参考) ••			r

千葉県健康福祉部衛生指導課

「千葉県動物愛護管理条例(仮称)」骨子案に関する意見募集について

平成26年5月1日 千葉県健康福祉部衛生指導課 TEL043-223-2642

近年のペットブーム及び核家族化などを背景に、県民の動物に対する関心は高まっており、人と動物とは密接な関係になってきています。

その一方で、飼い主が飼いきれずに県が引き取る犬猫の頭数が多いことや猫を 屋外に出すことによる問題、多数の犬猫を飼うことによる問題、動物による人への 危害などの問題が発生しています。

このような状況から、動物愛護の精神を醸成し、人と動物の共生する社会の実現 を図るため、条例の制定に向けて検討を行ってまいりました。

この度、「千葉県動物愛護管理条例(仮称)」の骨子案を取りまとめましたので、この骨子案について、県民の皆様から広く御意見を伺うため、パブリックコメントを行います。

今後は、パブリックコメントでの意見などを踏まえたうえで、条例案を作成し、 県議会に御提案することとしています。

1 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集についての公表資料

「千葉県動物愛護管理条例(仮称)」骨子案(別添参照)

(2) 意見募集期間

平成26年5月1日(木曜日)から平成26年5月31日(土曜日)まで

(3) 公表資料の閲覧方法

ア 千葉県ホームページ

イ 県の窓口での閲覧

- (ア) 県政情報コーナー (県庁本庁舎2階)
- (イ) 各地域振興事務所
- (ウ) 千葉県文書館行政資料室
- (エ) 各健康福祉センター(保健所)及び動物愛護センター
- (才) 健康福祉部衛生指導課(県庁本庁舎11階)

(4) 意見の提出先

健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班

(5) 意見の提出方法

ア 電子メール (電子メールアドレス eisi3@mz.pref.chiba.lg.jp)

- イ 郵送(〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号)
- ウ ファックス (FAX 番号 043-227-2713)

2 「千葉県動物愛護管理条例(仮称)」骨子案の概要

(1)対象となる動物

動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」という。)第44 条第4項に規定する愛護動物

(2) 県・県民・飼い主などの責務

- ア 県は、市町村・関係団体と連携し、動物の愛護及び管理に関する施策を総合 的かつ計画的に実施する。
- イ 県民は、動物の愛護と適正な取扱いに関し理解を深め、県の施策に協力する よう努めなければならない。
- ウ 動物の飼い主は、動物が周辺の生活環境に及ぼす影響を考慮し、人と動物と が共生できる環境づくりに努めなければならない。また、やむを得ず飼い続け ることが困難となったときには、その動物を適正に飼養・保管することができ る者に譲渡するよう努めなければならない。
- エ 動物の飼い主になろうとする者は、飼養及び保管の方法などの知識を習得するとともに、動物の種類、習性などを考慮して適当な動物を取得するよう努めなければならない。

(3) 県が推進する施策

- ア 学校に対し、動物の適正な取扱方法について情報提供するなどの支援を行う。
- イ 関係団体と連携し、大規模な災害の発生に備えて、被災した動物の救護体制 の整備などを行う。
- ウ 所有者明示のために動物に装着するマイクロチップの普及を図る。
- エ 収容する動物について、可能な限り殺処分を行わないようにするため、収容 数を減少させる取組や所有者への返還及び適正飼養できる者への譲渡を推進 するよう努める。

(4) 動物の飼い主が遵守すべき基本的事項

- ア 動物の飼い主の遵守事項
 - (ア)動物の種類・発育状況に応じて、適正に餌・水を与えること。
 - (イ) 動物の健康を保持するために必要な措置を講ずること。
 - (ウ) 動物の数を、適切な管理が可能となる範囲内とすること。
 - (エ) 動物が逸走した際にその動物を自ら捜索し、収容すること。
 - (オ) 災害時の避難に必要な準備をするとともに、災害発生時は、速やかに動物 を保護し、可能な限り同行避難をするよう努めること。等
- イ 犬の飼い主の遵守事項

犬の散歩などをする際にふんを回収するための用具を携行すること。等

ウ 猫の屋内飼養の努力義務

猫の飼い主は、屋内での飼養・保管により、猫の健康・安全への配慮及び周囲の生活環境保持に努めなければならない。

(5)動物による危害等の防止

ア 逸走時の措置

特定動物(※)の飼い主等は、特定動物が逸走したときは、直ちに、県に通報しなければならない。(通報義務に違反した場合は、罰則を科す。)

また、飼い主等は、捕獲などの危害防止の措置をとらなければならない。

(※特定動物:人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として 政令で定める動物(動物愛護管理法第26条))

イ 事故発生時の措置

- (ア)特定動物・犬の飼い主等は、特定動物・犬が他人に危害を加えたときは、 適切な応急措置・再発防止措置をとらなければならない。また、飼い主等は、 その事故後直ちに、県に届け出なければならない。(届出義務に違反した場 合は、罰則を科す。)
- (イ) 犬の飼い主等は、犬が人をかんだときは、狂犬病にかかった疑いの有無を確認するため、その犬について、直ちに獣医師の検診を受けさせ、その結果を県に報告しなければならない。(受診義務に違反した場合は、罰則を科す。)
- ウ 犬の係留等の義務

犬の飼い主等は、犬が他人に危害を加えないように係留又は抑留しておかなければならない。(係留又は抑留義務に違反した場合は、罰則を科す。)

エ 犬の事故防止のための措置命令

県は、事故が発生し、又は事故が発生するおそれがあるときは、犬の飼い主等に対し、事故防止のための措置を命ずることができる。また、県への引渡しを命ずることができる。(命令に違反した場合は、罰則を科す。)

オ 多頭飼養の届出

犬・猫の飼い主等は、合わせて10頭以上の犬・猫を飼養・保管をしたときは、飼養施設ごとに、届け出なければならない。(届出義務に違反した場合は、罰則を科す。)

カ 報告徴収と立入検査

県は、この条例の規制に関して必要な限度において、動物の飼い主等に対し、 報告徴収や立入検査ができる。(報告及び立入の拒否や虚偽の報告等をした場合は、罰則を科す。)

(6)動物愛護管理員の設置

県は、動物愛護管理法に基づく動物愛護担当職員として、動物愛護管理員を置く。

(7) 適用範囲

千葉市・船橋市・柏市の区域においては、適用しない。

千葉県動物愛護管理条例(仮称)骨子案の概要

対象となる動物

- ○動物愛護管理法第44条第4項の愛護動物
 - ・牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる
 - ・人が占有している動物(ほ乳類、鳥類、は虫類)

県・県民・飼い主などの責務

県の責務

○市町村・関係団体と連携して動物 愛護管理に関する施策を総合的、 計画的に実施

県民の責務

○動物の愛護・適正な取扱いに関し 理解を深め、動物愛護法及び条例 の規定に基づき県が行う施策に協 力するよう努める

飼い主などの責務

- ・周辺の生活環境の保全に努める
- ・やむを得ない場合、適正に飼養・ 保管可能な者への譲渡に努める
- ・飼い主になろうとする者は必要な 知識の習得、適当な動物を取得す るよう努める

県が推進する施策

学校等での教育の支援

○学校に対し動物の適正な取扱 方法について必要な情報提供 するなど

マイクロチップの普及推進

被災動物の救護体制の整備

○関係団体と連携し大規模災害 の発生に備えて動物救護体制 を整備

収容動物を減少させる取組等

- ・危害防止に支障ない範囲で、 収容数を減少させる取組
- ・所有者への返還
- ・適正に飼養保管できる者への 譲渡

○所有者明示のため動物に装着するマイクロチップの普及を図る

動物の飼い主が遵守すべき基本的事項

動物の飼い主の遵守事項

- ・動物の健康を保持するために必要な措置を講ずる
- ・動物が公共の場所などを損壊・汚損しないようにする
- ・動物の数を適切な管理が可能となる範囲内とする
- ・動物が逸走した際にその動物を自ら捜索、収容する
- ・危険な動物を飼養保管する場合は、事故防止の措置を講ずる
- ・災害発生時には速やかに動物を保護し、同行避難に努める など

犬の飼い主の遵守事項

- ・犬がいる旨の表示をしておく
- ・適切なしつけを行う
- ・散歩など際にふんを回収する用具を携行する

猫の屋内飼養の努力義務

・猫の飼い主は屋内での飼養・保管により猫の健康 安全への配慮、生活環境の保持に努める

動物による危害等の防止

逸走時の措置

- 特定動物逸走時の通報義務
- ・捕獲等の必要な措置

多頭飼養の届出義務

〇犬、猫を合わせて10頭以上を飼養・保管をしたとき は、飼養施設ごとに届出

犬の係留等の義務

○他人に危害を与えないよう に係留・抑留をしておく

事故発生時の措置

- ・犬や特定動物が人をかむな どの事故を起こした場合の 飼養者の届出義務等
- ・犬が人をかんだ時、直ちに 獣医師の検診を受け、狂犬 病の疑いの有無を報告

犬に関する禁止行為

- ▶ 何人も係留・抑留を解くことの禁止
- ↑ 何人も措置を解くことの禁止

大の事故防止のための措置命令

○事故が発生し、又は発生するおそれ があるときは、犬の飼い主等に事故 防止のための措置を命令

野犬等の収容等

- ・指定した職員に野犬等を収容させることができる
- ・追跡中の野犬等を捕獲するために立ち入ることができる

報告徴収と立入検査

○動物の飼い主等への報告徴収、立入検査

その他

動物愛護管理員の設置

○動物愛護管理法に基づく動物愛護担当 職員として動物愛護管理員を置く

動物を収容した際の手続

- ・動物愛護管理法や条例に基づき動物を 収容したときは公示を行う
- 公示期間後に所有者が引き取らないと きなどは処分することができる

適用範囲

〇千葉市、船橋市、柏市の区域には 適用しない

務

違

反

禁

止

違

反

命

令

違反

拒

否

等

罰

則

千葉県動物愛護管理条例(仮称)骨子案

Ⅰ. 対象となる動物

動物愛護管理法(※1)第44条第4項に規定する愛護動物

Ⅱ. 県・県民・飼い主などの責務

1,県の責務

県は、市町村・関係団体と連携をして、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

2、県民の責務

県民は、動物の愛護と適正な取扱いに関し理解を深めるとともに、動物愛護管理 法及びこの条例の規定に基づき県が行う施策に協力するよう努めなければならな いこととします。

3、飼い主などの責務

- (1) 動物の飼い主は、動物が周辺の生活環境に及ぼす影響を考慮し、周辺住民の 理解を得られるよう心がけるとともに、人と動物とが共生できる環境づくりに 努めなければならないこととします。
- (2) 動物の飼い主は、やむを得ず飼い続けることが困難となったときには、その動物を適正に飼養・保管をすることができる者に譲渡するよう努めなければならないこととします。
- (3) 動物の飼い主になろうとする者は、飼養・保管の方法などの知識を習得するとともに、動物の種類、習性などを考慮して適当な動物を取得するよう努めなければならないこととします。

Ⅲ. 県が推進する施策

1. 学校等での教育の支援

県は、学校に対し、動物の適正な取扱方法について、必要な情報提供をするなど の支援を行うものとします。

2、被災動物の救護体制の整備

県は、関係団体と連携をして、大規模な災害の発生に備えて、被災した動物の 救護体制の整備などを行うものとします。

3、マイクロチップの普及の推進

県は、所有者明示のために動物に装着するマイクロチップの普及を図るものとします。

4, 収容動物を減少させる取組等

県は、収容する動物について、可能な限り殺処分を行わないようにするため、 次のようなことを推進するよう努めるものとします。

- (1) 危害防止に支障のない範囲で収容数を減少させる取組
- (2) 所有者への返還
- (3) 適正に飼養・保管することができる者への譲渡

Ⅳ. 動物の飼い主が遵守すべき基本的事項

1,動物の飼い主の遵守事項

動物の飼い主は、その飼養・保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、次のような事項を遵守しなければならないこととします。

- (1) 動物の種類・発育状況に応じて、適正に餌・水を与えること。
- (2) 動物の健康を保持するために必要な措置を講ずること。
- (3) 必要に応じて、適正な飼養・保管のための施設を設けること。
- (4) 動物のふん尿などの適正な処理を行い、常に清潔にしておくこと。
- (5) 動物が、公共の場所などを損壊・汚損をしないようにすること。
- (6) 動物の数を、適切な管理が可能となる範囲内とすること。
- (7) 輸送の際に動物の健康・安全の確保や事故防止の措置などを行うこと。
- (8) 動物が逸走した際にその動物を自ら捜索し、収容すること。
- (9) 危険な動物の飼養・保管をする場合は、事故防止の措置を講じること。
- (10) 災害時の避難に必要な準備をするとともに、災害の発生時は、自己又は他人の生命・身体の安全の確保に支障を生じない限度で、速やかに動物を保護し、可能な限り同行避難をするように努めること。

2、犬の飼い主の遵守事項

1のほか、犬の飼い主は、次のような事項を遵守しなければならないこととします。

- (1) 犬がいる旨の表示をしておくこと。
- (2) 適切なしつけを行うこと。
- (3) 犬の散歩などをする際にふんを回収するための用具を携行すること。

3. 猫の屋内飼養の努力義務

1のほか、猫の飼い主は、屋内での飼養・保管により、猫の健康・安全への配慮・周囲の生活環境保持に努めなければならないこととします。

V. 動物による危害等の防止

1. 逸走時の措置

- (1) 特定動物(※2)の飼い主等は、特定動物が逸走したときは、直ちに、県に通報しなければならないこととします。
- (2) (1)の場合において、飼い主等は、捕獲などの危害防止の措置をとらなければならないこととします。
 - → (1)の通報義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

2, 事故発生時の措置

- (1) 特定動物・犬の飼い主等は、特定動物・犬が他人に危害を加えたときは、 適切な応急措置・再発防止措置をとらなければならないこととします。
- (2) (1)の場合において、飼い主等は、その事故後直ちに、県に届け出なければならないこととします。
- (3) 犬の飼い主等は、犬が人をかんだときは、狂犬病にかかった疑いの有無を確認するため、その犬について、直ちに獣医師の検診を受けさせ、その結果を 県に報告しなければならないこととします。
 - → (2)の届出義務・(3)の受診義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

3、犬の係留等の義務

犬の飼い主等は、原則として、犬が他人に危害を加えないように係留・抑留をしておかなければならないこととします。

→ 係留・抑留義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

4、犬の事故防止のための措置命令

県は、事故が発生し、又は事故が発生するおそれがあるときは、犬の飼い主等 に対し、事故防止のための措置を命ずることができることとします。

また、上記命令のほか、県への引渡しを命ずることができることとします。

→ 命令に違反した場合は、罰則を科すこととします。

5、犬に関する禁止行為

何人も、3による犬の係留・抑留を解くことや4の措置命令による犬の措置を解いてはならないこととします。

→ 禁止された行為をした場合は、罰則を科すこととします。

6,野犬等の収容等

県は、あらかじめ指定した職員に野犬等(飼い主等のいない犬・係留されていな

い犬)を収容させることができることとします。

上記の職員は、収容のためやむを得ないときは、野犬等がいる私有地など(住居を除きます。)に立ち入ることができることとします。

また、県は、危害防止のため緊急の必要があるときは、薬物を使用して野犬等を 掃とうすることができることとします。

7. 多頭飼養の届出

大・猫の飼い主等は、合わせて10頭以上の犬・猫を飼養・保管をしたときは、 飼養施設ごとに、届け出なければならないこととします。

→ 届出義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

8,報告徴収と立入検査

県は、Vの規制に関して必要な限度において、動物の飼い主等に対し、報告徴収 や立入検査をできることとします。

→ 報告・立入の拒否や虚偽の報告等をした場合は、罰則を科すこととします。

VI. その他

1,動物愛護管理員の設置

県は、動物愛護管理法に基づく動物愛護担当職員として、動物愛護管理員を置く こととします。

2,動物を収容した際の手続

県は、動物愛護管理法や条例に基づいて動物を収容したときは、原則として、 所有者への通知やインターネットなどによる公示を行い、通知・公示期間後に所有者 が、その動物を引き取らないときや特段の申出をしないときは、これを処分すること ができることとします。

3、適用範囲

千葉市・船橋市・柏市の区域においては、適用しないこととします。

- ※1 動物愛護管理法:動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)
- ※2 特定動物:人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める 動物(動物愛護管理法第26条)

周辺 迷惑の防止のための

目的【1条】

≪手段≫

動物愛護の精神の醸成、

動愛法を補完

動物による県民の生命・身体・財産への危害や周辺生活環境への支障を防止

≪究極目的≫ 県民と動物の共生する社会の実現に寄与

定義【2条】

- 動物
- 〇 特定動物
- \bigcirc

県・県民・飼い主等の責務

県の責務

○ 市町村・関係団体と連携して動物 愛護管理推進計画に基づいた施 策の実施に努める

県民の責務

○ 動物の愛護・適正な取扱いに関し理解を 深め、動物愛護法及び条例の規定に基づき 県が行う施策に協力するよう努める

飼い主(所有者・占有者)の責務

- ・周辺の生活環境の保全に努める
- ・やむを得ない場合、適正に飼養・保管可能な者 への譲渡に努める
- ・動物の習性等の知識を習得&周辺の生活環境へ の影響等を考慮し、適当な動物の取得に努める

動物の愛護・管理に関する県の施策

学校等での教育の支援

○ 児童等が、動物の生命を尊び・慈 しむ心を養うため、学校等に対し、 動物の適正な取扱いの方法等につ いて、必要な支援

被災動物の救護体制の整備

○ 関係団体と連携して、大規模な 災害の発生に備えて、被災した 動物の救護体制整備等

収容動物を減少させる取組

○ 《目的》

可能な限り殺処分を行わないようにする ≪手段≫

①適正飼養に関する普及啓発によって危 害防止に支障のない範囲で収容数の減少 を図り、返還する取組を推進

②処分に当たっては適正に飼養・保管可 能な者への譲渡に努める

所有者等が遵守すべき基本的事項

動物の所有者等の遵守事項

の普及

≪家庭動物告示の各項目より≫

マイクロチップの普及の推進

・健康状態を日常的に確認し、必要に応じて獣医師による診察を受けさせる

○ 所有者明示のため、マイクロチップの装着に関する知識・マイクロチップ

- ・種類、生態等を考慮した飼養・保管のための施設の設置
- ・ふん尿、毛等の適正な処理
- ・飼養・保管する動物の数を適切な管理が可能な範囲内とし、必要に応じ繁殖制限措置
- ・逸走時は自ら捜索・収容
- ・特定動物等を飼う場合は、事故防止のための必要な措置
- ・災害時は、自己・他人の生命・身体の安全確保に支障ない限度で、可能な限り同行避難

犬の所有者等の遵守事項

- ・犬のいる旨を表示
- ・適切なしつけ
- ・犬の散歩などするとき、汚物の 処理の用に供する器具を携行

猫の所有者等の責務

○ 屋内飼養

動物の人の生命・身体・財産への危害等の防止

逸走時の措置

- 特定動物逸走時の知事への 通報義務
- 捕獲等の必要な措置

事故発生時の措置

○ 犬や特定動物が人をかむなどの事故を起こ した場合の飼養者の届出義務等

犬の係留の義務

飼養者…飼い犬の係留又は抑留の義務 (警察犬等の場合を除く)

多頭飼養の届出義務

○ 犬・猫の多頭飼養をしている飼養者の届出義務

犬に関する禁止

○ 何人も;係留・抑留を解くことの禁止 ○ 何人も;措置を解くことの禁止

実効性の確保

野犬等の収容

指定職員による野犬等の収容

○ 追跡中の野犬等を捕獲するための立入(人の住居を除く)

措置命令

- ○ 事故発生、又は事故発生のおそれ

→輪・係留・抑留等の措置命令

↓ 上記命令では不十分なとき 知事への引渡命令

立入検査

- 知事の指定職員による質問
- 証票の提示

薬物等による野犬等の掃とう

- 緊急時、薬物による野犬等の掃とう
- 住民への周知等については規則委任

報告の徴収

知事は、飼養者に対し、動物の飼養・保 管に関し報告をさせることができる

罰則

その他

動物愛護管理員 引取り等した動物にかかる公示 費用の負担 適用除外 委任

クロチップの普及を図る

減らすため猫の屋内飼育やペットに装着するマイ を科す。一方、全国ワーストクラスの殺処分数を が逃げた場合の通報も義務づけ、違反者には罰金 犬の放し飼いを禁じたほか、サルなどの特定動物 出義務などを盛り込んだ条例骨子案を公表した。 た県は1日、10匹以上の犬猫を飼育する際の届け 動物愛護管理条例(仮称)の制定を検討してい

音や悪臭などの近隣トラブ一飼育できずに県内の愛護セ 近年のペットブームで騒 | ルが増える一方、最後まで

できる人に譲渡する」「猫一う場合は届け出を義務化。 となった場合は適正に飼育 護の観点から「飼育が困難 トクラスとなっている。 トの殺処分数は全国ワース | 主の努力義務を明記。 ンターに引き取られたペッ | は屋内飼育する | など飼い 骨子案ではまず、動物愛 した。大と猫10匹以上を飼 を防止するため罰則も設定 が第三者に危害を加えるの また、逃げ出したペット

いる。飼うには都道府県知事または政令市長の許可が必要 シ、ワニなど哺乳類、鳥類、は虫類の約650種を定めて だが、法律にはこれらが逃げ出した際の通報義務がない。 Q 物。動物愛護管理法はライオンや象、サル、イヌワ 特定動物人に危害を加える恐れのある危険な動

れらの違反者には罰金を科 することも義務づけた。こ どの「特定動物」が逃げ出

円~1万円)」が適用され 対する「拘留または科料(干 定されているが、違反者に の動物病院で読み取れる。 チップは県内保健所や一部 る。飼い主情報を記録した め、県は動物に装着するマ た例はないという。 イクロチップの普及を図 での引き取り数を減らすた でに犬取り締まり条例で規 このほか、愛護センター 犬の係留については、す

県が動物愛護条例骨子案

飼育環境の悪化からペッ トを守る狙いもあるとい リックコメントを5月末ま

県は骨子案に対するパブ

れていないのは干葉など5

全国で同種条例が制定さ

しい」と呼びかけている。 まで責任を持って飼ってほ

止。サルやカミツキガメな また、犬の放し飼いは禁 で募集。森田健作知事は「ペ

ットは家族の一員。日ごろ

から愛情を持って接し最後一県。

5月2日(金) 読売

年に引き取ったのは犬が2

764匹、猫が3739匹

ーチップの普及を図ることも 一膚の下に埋め込むマイクロ 制定なのは本県を含む5県

されており、都道府県で未

また、県独自の取り組み

にとどまる。 県が2012

所有者を特定するために皮 として、逃走した犬や猫の

5月2日(金)

千葉日報

例が多発していることか 定したことが柱だ。今月末 ら、飼い主の責務などを規 条例案を提出する。 までの意見募集を経て、早 主が犬や猫を捨てたり逃が の骨子案を公表した。飼い 物愛護管理条例」(仮称) ため新たに制定する「県動 ければ県議会9月定例会に したりして県が保護する事 同様の条例は全国で制定 県は一日、ペット保護の | といずれも全国3位とな Ŋ を義務化し、違反した際は ほか、ペットによる危害の た。 則は今後決める。 罰則を科すとしている。罰 飼う場合の届け出 措置②犬の係留③10匹以上 が危害を加えた場合の応急 防止に向け、①飼い犬など 本的な順守事項を列挙した 骨子案では、飼い主の基 対策が急務となってい ーなど

> 盛り込んだ。 の対象は3市を除いた区域 ているため、今回の県条例 とする。 すでに同様の条例を制定し 千葉市と船橋市、竹市は

餇

分減 政 側

県条例案に 意 見募集

条例案は、飼い主が動物 ける。条例に併せて具体的な施策を定めた推進計画も変更。10年後にはイヌやネ 飼い方などを定めた「動物愛護管理条例」(仮称)を制定することにし、案を発表し コの引き取り頭数を半分以下にする目標を掲げた。 イヌやネコの殺処分頭数が全国の中でも多いことから、県は、ペットの適正な 飼い主の責務を明記し、 ネコは3166頭で全国5 頭で全国で8番目に多い。 10頭以上のイヌやネコを飼う人には届け出を義務づ 31日まで意見を募集する。

り込んだ。 内飼育も努力義務として盛 とを求めている。ネコの屋 飼い主に譲るよう努めるこ なくなった場合には、 を飼う際に守るべき基本的 な事項を定めたほか、 別の 飼え 番目だ。

と定めた。 処分を行わないよう、譲渡一方、県は可能な限り殺 組みの推進に努める、 じて収容頭数を減らす取り や所有者への返還などを通 など

処分されたイヌは1331 ばならない」とした。 も「ただちに通報しなけれ 恐れがある動物が逃げた時 ワニなど人に危害を与える 以上のイヌやネコを飼う場 で定めた義務に違反した場 ることを義務づけ。 また、 県によると、12年度に殺 施設ごとに県に届け出 罰則を科す方針だ。 条例案は合計10頭 サルや 条例

> 健所に捕獲・引き取られた イヌ (計2764頭) 殺処分にされる前に、

保 ネ ムページや各地域振興事務

ーストの常連になってい国で3番目に多く、全国ワ 口(計3739頭) とも全

を設定。 している。 ば十分に可能な範囲」と話 当課は「条例の効果がでれ から半減させるとした。 更案では、23年度の目標値 愛護管理推進計画」も変更 体的な施策を定めた「動物 し整合性をとる。計画の変 条例制定に併せ、 引き取り数を現状 県は具 担

除いている。 核市の船橋、 とも政令指定市の千葉、中 条例案と変更案は県ホー 条例案、計画案、各頭数 柏を対象から

い合わせは県衛生指導課 $(043 \cdot 223 \cdot 264$ (大和田武士)

p)などで意見を募集し、 3@mz.pref.chiba.lg.j 31日まで電子メール 両案に反映させる。 (eisi

所などで閲覧できる。 県は

> 議会に提出するという。 会に提出するという。 問1条例案は早ければ9月県1

制定への後押しとな一的な感情で飼うのでは

ワースト3位 捕獲・引き取り 猫は屋内飼育の努力

チップの普及や学校で適正な飼育方法を伝える教育支援など、県の ら、飼い主の責任を規定した「県動物愛護管理条例(仮称)」の骨 制定されても47都道府県中43番目だが、飼い主を特定するマイクロ 責任にも踏み込んだ。骨子案について5月末まで県民から意見を募 子案をまとめた。同様の条例は既に全国的に広がっており、すぐに 条例案は早ければ県議会9月定例会に提出する。 大や猫の県内殺処分数が全国ワーストレベルであることか

探す」など飼い主の費一故・病気を避けるた 飼える新しい飼い主を一ては、不要な繁殖や事一の努力」を義務づけた。 くなった場合は適正に一ることもある猫につい 骨子案では「飼えな | 任を明記。外で飼われ 一め、不妊手術などを施 また、県が推進すべ していても「屋内飼育 き政策として「所有者 を特定するために皮下 【味澤由妃】 危害を防止するために を柱とする方針。犬の

催することを念頭に置 も異例だ。) いているという。県の 愛護教室を積極的に開 進」などを列挙。学校 園や小学校などで動物 への教育支援は、幼稚 このほか、人への危 任の明示は全国的に 頭、猫が3739頭が 国3位。そのうち殺処 2年度は犬が2764 る頭数は多い。201 り、殺処分されたりす ターに引き取られた 引き取られいともに全 なる見込みだ。 分される頭数は、大1 県内の動物愛護セン

き取り頭数と殺処分頭

対策が功を奏し、引

千葉県の引き取り・殺処分頭数の推移

5971 (1)

3972 (3)

4178 (3) 2587 (4)

2851

2764 (3)

ップの普及を図る二詞

に装着するマイクロチ

1968年に制定した

て説得を試みたり、譲 申し出た飼い主に対し

度からは、引き取りを

い主への返還や適正に

・罰金の最高額は3万円

たりするなど、簡単に

渡先を探す努力を促し

「犬取締条例」では、

飼える 人への 譲渡の推

一だが、これよりも高く一引き取らないよう運

時間帯に限るなどの対

け付けを特定の曜日・

用。さらに現在は、受

応をしている。

1331 (8)

補獲38/E取》

美段処分 38

建筑是取为 6246 (1) 建设处分 5722 (1)

捕獲結長収少 5512(1)

通知起现 3739 (**3**) 以此分 3166 (**5**)

0 和 写意取 4065 (1) 285 1 多见分 3537 (3) 1130 (14)

どと協議するが、罰金 いでは今後、検察庁な 科す。罰則の内容につ た。違反者には罰則を の放し飼いも禁止し 頭以上)の報告」の義 ルが多い「多頭飼育(10 逃げた際の県への通 ワニなど「特定動物が 害を防ぐため、サルや 務などを盛り込み、犬 報」や近隣とのトラブ 2000円で現在は3 000円) した。11年 い主の相談に応じる獣 引き取り窓口を保健所 05年度に80カ所あった やい個別政策で対応し 有料化(成大成猫】頭 翌年度には引き取りを 医師を配置したほか、 など19カ所に限定。飼 持ち込みを防ぐため、 護や管理などを定めた 動物愛護管理法の運用 てきた。安易な動物の

いことも頭数が多い背 例を定めずい動物の保 景にある。 すみやすく繁殖しやす ただ、県は独自の条

話ができないことなど まれた子犬・子猫の世」話している。 被害などの苦情も増加 ただ、引っ越しや生」るかを考えほしい」と なく、生涯大事にでき

声による騒音、農作物一町1の1)やファクス 絶だない。悪臭い鳴き、7、千葉市中央区市場 持ち込む飼い主は後を 送 (〒260—866 を理由に、センターに一つジに掲載。意見は郵 課は「安易に飼った結一けている。 傾向にあり、衛生指導 713) などで受け付 (043.227.2 骨子案は県ホームペ

境が整っているとい う。また、温暖で平地 低く、ペットを飼う環 比べて住宅の密集度が 東京都や大阪府などと にった。

千葉県は人口 全国6位と多い上、 一努力義務が盛り込ま が明記されたほか、殺 が命を終えるまで適切 月に同法が改正され、 処分ゼロに向けた県の 飼い主義務として動物 に飼育する「終生飼養」 例制定を要望。昨年9

猫3166頭(同5位)

めい獣医師会などが条 状況が続いているた ベルから抜け出せない

依然、全国ワーストレ で減少した。しかし、 数は8年度の約半分ま

331頭(全国8位)、

- 12 -